

償却資産（固定資産税）申告の手引き

提出期限 令和8年 2月2日

法定提出期限は上記のとおりですが、事務処理の都合上、お早めにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

提出先は、周南市役所 課税課 家屋・償却担当窓口(庁舎2階:16番窓口)
または、各総合支所 市民生活担当窓口へお願いいたします。

●提出していただく書類

	令和7年1月1日 現在の状況	償却資産申告書	種類別明細書 (増加資産・ 全資産用) 【緑色】	種類別明細書 (減少資産用) 【赤色】	備 考
初めて申告 される方	資産のある場合	◎	◎		種類別明細書(増加資産・ 全資産用)に全資産を記載
	資産のない場合	◎			申告書「20. 資産なし」に○
昨年度に 引き続いて 申告される方	①資産が増加した場合	◎	◎		
	②資産が減少した場合	◎		◎	
	上記①と②がある場合	◎	◎	◎	
	資産の増減がない場合	◎			申告書「19. 増減なし」に○
	廃業・解散等の場合	◎			申告書「21. 異動事由」の 該当するものに○をして異 動年月を記載
企業の電算処理により申告される方		◎	◎	◎	「全資産」と共に「増加資産」 及び「減少資産」の明細の 提出にご協力ください。
電子申請による申告をされる方		インターネットを利用した地方税電子申告システム(eLTAX:エルタックス)による申告を受け付けます。 詳しくは、エルタックスのホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp/)をご参照ください。			

種類別明細書（増加資産・全資産用・減少資産用・修正資産用）、課税標準特例該当資産届出書はこの冊子の22ページ以降にあります。ミシン目より切り取ってご使用ください。

※申告に必要な書類は周南市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/12/1192.html>)

「周南市 償却資産申告書ダウンロード」で検索 検索

※『控え』に受付印が必要な方は、『控え』もあわせて2部提出してください。郵送で提出される方は、切手を貼付した返送用封筒を同封してください。

※該当資産のない方、資産の増減がない方、廃業・解散された方等につきましても、申告書の提出をお願いいたします。

周 南 市 課 税 課

《目 次》

1 償却資産について

- (1) はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 申告が必要となる資産・・・・・・・・・・ 1
- (4) 申告の必要がない資産・・・・・・・・・・ 2
- (5) 償却資産の主な種類・・・・・・・・・・ 3
- (6) リース資産について・・・・・・・・・・ 4
- (7) 建物附属設備における償却資産と家屋の区分・・・・・・・・ 5
- (8) 周南市で新たに事業を始められた方へ・・・・・・・・・・ 6
- (9) 軽自動車税（種別割）についてのお知らせ・・・・・・・・ 7

2 償却資産の申告について

- (1) 提出していただく書類・・・・・・・・・・ 9
- (2) マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載について・・・・ 10
- (3) 実地調査のお願い・・・・・・・・・・ 11

3 償却資産の取扱い等について

- (1) 中古資産の耐用年数の計算・・・・・・・・ 11
- (2) 国税との主な違い・・・・・・・・・・ 12
- (3) 耐用年数の短縮等を適用した資産・・・・・・・・ 12
- (4) 取得価額における消費税の取扱い・・・・・・・・ 13
- (5) 非課税となる資産・・・・・・・・・・ 13
- (6) 課税標準の特例が適用される資産・・・・・・・・ 13

4 評価額、税額等の計算について

- (1) 評価額の計算方法・・・・・・・・・・ 14
- (2) 税額等について・・・・・・・・・・ 15

【参考】減価率及び減価残存率表・・・・・・・・・・ 16

5 提出書類の記載例について

- (1) 償却資産申告書の記載例・・・・・・・・ 17
- (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例・・・・ 18
- (3) 種類別明細書（減少資産用）の記載例・・・・ 19
- (4) 種類別明細書（修正資産用）の記載例・・・・ 20
- (5) 課税標準特例該当資産届出書の記載例・・・・ 21

6 種類別明細書 各様式（ミシン目より切り取ってご使用ください）

- (1) 種類別明細書（増加資産・全資産用）・・・・・・・・ 22
- (2) 種類別明細書（減少資産用）・・・・・・・・ 23
- (3) 種類別明細書（修正資産用）・・・・・・・・ 24
- (4) 課税標準特例該当資産届出書・・・・・・・・ 25